

日本地球掘削科学コンソーシアム IODP 部会
科学推進専門部会 会則

(設置)

第1条 日本地球掘削科学コンソーシアム IODP 部会（以下「IODP 部会」という。）の業務を円滑かつ効果的に実施し、科学面において我が国における国際深海科学掘削計画（IODP）の推進に資するため、IODP 部会規則第3条第5号に基づき、科学推進専門部会を設置する。

(任務)

第2条 本専門部会は IODP 部会の目的を達成するため、以下の事項につき、検討・調整・提言する。

- (1) 海洋掘削科学の新規テーマの発掘、および掘削提案書の提出促進に関すること。
- (2) 国内発の掘削提案への科学的助言および事前調査支援に関すること。
- (3) IODP 科学評価パネルへの対応

本専門部会での検討事項及び確認事項については、IODP 部会執行委員会に報告する。

(組織)

第3条 本専門部会は、専門部会長及び委員 10 名程度をもって組織する。

2 専門部会長は必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

(任期)

第4条 専門部会長及び委員の任期は、2 年を原則とする。但し、再任を妨げない。

(ワーキンググループ)

第5条 本専門部会は専門的事項を検討するため、IODP 部会執行委員会の承認に基づきワーキンググループを置くことができる。

(タスクフォース)

第6条 本専門部会はより専門的な事項を検討・実施するため、本専門部会委員を長とし、数名程度で構成するアドホックなタスクフォースを置くことができる。タスクフォースの設置は専門部会の合意によって行い、構成員は専門部会委員に限らない。タスクフォースの活動はIODP部会執行部に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本専門部会の庶務は、規約第5条第2項に基づく総合事務局が実施する。

(雑則)

第8条 前各条に定めるものの他、本専門部会の運営に必要な事項は、専門部会長が専門部会に諮って定める。

附則

(施行)

1 この規則は、令和4年5月16日より施行する。